



## 物品による寄附の手続きに係るQ &amp; Aの内容①

<p>Q 4-4-1. 【現行】        (※問番の変更)        寄附を現金ではなく、現金以外の物品等の資産で受領することは可能ですか。</p>	<p>A 4-4-1.        税法上、現金以外の資産であっても、事業に直接供することができるものであり、かつ、支出時の資産の価額を計算できるものであれば、地方創生応援税制の適用がある寄附として受領することが可能となる場合もあります。        ただし、一般に、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領するようにしてください。</p>
<p>Q 4-4-2. 【新設】        物品による寄附の場合の価額の算定はどうなりますか。</p>	<p>A 4-4-2.        上記A 4-4-1のとおり、物品による寄附については、当該物品の価額を特定することが困難等の事情があるため、できる限り現金で受領することが望ましいところですが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施に当たっては、当該物品による寄附が当該事業に欠かせない場合もあるものと考えられます。        物品による寄附があった場合、税法上、寄附金の額は、その寄附の時ににおけるその物品の価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額によることとされています。        このため、受領した物品の価額は、地方公共団体が第三者から当該物品を購入することとした場合に、通常支払うこととなる金銭の額を基に算定することとなり、例えば、製造メーカーから製品の寄附を受けるような場合には、その製品の通常の販売価格が受領した物品の価額となるほか、災害時において備蓄用の消耗品等の寄附を受ける場合のように、寄附者が寄附対象となる物品を販売していなければ、当該物品を第三者から購入することとした場合に通常支払うこととなる価額が受領した物品の価額となります。        また、不動産業者ではない事業者から土地の寄附を受ける場合のように、一般に販売されていない物品については、例えば、土地であれば、近隣における売買実例価額、不動産鑑定士による鑑定評価額、公示価格等を総合勘案して、あるいは路線価や固定資産税評価額等を参照することにより算定した価額が受領した物品の価額となることが考えられます。        なお、例えば、寄附者の事業の用又は備蓄の用に供されていた物品の寄附を受ける場合において、寄附された物品又はそれに相当する物に中古品等の販売市場等における客観的な流通価格が観察されないときは、課税上の弊害がない限り、合理的な方法により寄附された物品の価額を算定することとして差し支えありません。        (注) 例えば、寄附された物品の価額が地方公共団体において合理的に算定されたものであると認める限りにおいては、寄附者における当該物品の帳簿価額や備忘価額などにより算定した価額も、上記の合理的な方法により算定した寄附された物品の価額に含まれます。</p>

## 物品による寄附の手続きに係るQ &amp; Aの内容②

<p>Q 4-4-3. <b>【新設】</b> 物品による寄附の場合、当該物品の受領に際して留意することはありますか。</p>	<p>A 4-4-3. 現金による寄附の場合と同様に、内閣府令で規定する様式を、寄附を行った企業に交付する必要があります（地域再生法施行規則第14条及び別記様式第3、別添を参照）。寄附された物品の詳細等がわかるよう、別添の参考様式のとおり、以下の内容を追記した受領証を交付してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※ 物品の詳細 物品の品名： 数量： 使用用途：</p> </div>
<p>Q 4-4-4. <b>【新設】</b> 翌年度以降に寄附物品を使うことを前提として、物品による寄附を受けることはできるでしょうか。</p>	<p>A 4-4-4. 物品による寄附の場合は、現金による寄附の場合と異なり、予算・決算上繰り越しすることができないことから、寄附年度に活用する分に限って受領する（例えば、消耗品の場合は寄附年度内に使用する分のみ受領する）ようにしてください。</p>
<p>Q 4-4-5. <b>【新設】</b> 物品による寄附の場合、当該物品の管理について留意することはありますか。</p>	<p>A 4-4-5. 寄附された物品の事業への活用状況等を適切に管理するため、当該物品を台帳等で管理するよう努めてください。また、地域再生法第5条第4項第2号の「内閣府令で定める要件」の一つとして「当該事業の実施に必要な費用に充てられることが確実であること」が求められている（同法施行規則第3条第1号参照）ため、当該物品と寄附活用事業との関連性がわかるよう、台帳等の用途欄や摘要欄等に、寄附活用事業における当該物品の使用用途を記載するよう努めてください。物品を管理する台帳等を整備していない地方公共団体におかれては、別添の参考様式を必要に応じてご活用ください。 併せて、当該物品を寄附活用事業に活用している様子を撮影した写真を保存するなど、実際の活用状況を別途記録しておくことが望ましいです。</p>
<p>Q 4-4-6. <b>【新設】</b> 物品による寄附の場合、当該物品はいつから処分が可能になりますか。</p>	<p>A 4-4-6. 寄附活用事業において、当該物品の活用を終えた時点から、処分が可能となります。</p>
<p>Q 4-4-7. <b>【新設】</b> 物品による寄附があったことを議会に報告すべきでしょうか。</p>	<p>A 4-4-7. 物品による寄附の場合、決算書類に当該物品が載らない場合もあることから、執行部から議会へ寄附企業の名称や寄附額（価額）のみならず、寄附された物品の品名や使用用途等についても十分に説明し、より一層の透明性を確保するよう努めてください。</p>

Q 6-2. **【拡充】**  
認定を受けたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を繰り越すことは可能ですか。

A 6-2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業について、事業の進捗状況等に応じて地方公共団体において繰り越し処理をすることは、制度上可能です。

ただし、現金による寄附の場合、寄附の申し込みがあることをもって繰越明許の未収入特定財源として取り扱うことはできません。一方、企業が寄附を支払うことを書面で通知している場合等、債権債務関係が確定しているとみなせる場合には、未収入特定財源としての寄附を繰り越すことができます。なお、当初執行予定の年度に寄附を受領している場合には、当該寄附金を既収入特定財源として繰り越すことができます。

また、A 4-4-4のとおり、物品による寄附の場合は、現金による寄附の場合と異なり、予算・決算上繰り越しすることができないことから、寄附年度に活用する分に限って受領する（例えば、消耗品の場合は寄附年度内に使用する分のみ受領する）ようにしてください。

Q 7-3. **【拡充】**  
地方公共団体は、寄附を行った企業に対し、受領証を交付する必要がありますか。

A 7-3.

内閣府令で規定する様式を受領証を、寄附を行った企業に対し交付する必要があります（地域再生法施行規則第14条及び別記様式3、別添を参照）。

なお、物品による寄附の場合、地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合には、別添の参考様式のとおり、以下の内容をそれぞれ追記した受領証を交付してください。

#### ○物品による寄附の場合

##### ※ 物品の詳細

物品の品名：

数量：

使用用途：

#### ○地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）を活用する場合

※ 以下に該当する場合には、（ ）内に「○」をし、地域再生計画に記載したまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の区域及び実施期間を記載すること。

（ ）地域雇用開発助成金の対象となる事業（区域： ）（実施期間：  
年 月 日～ 年 月 日）に対する寄附として受領したもの

Q 9-1. **【拡充】**  
まち・ひと・しごと創生寄  
附活用事業について、議会  
にどのように対応するべき  
ですか。

A 9-1.  
事業の予算化等について、各地方公共団体の議会において十分に審議をしてください。  
また、事業の実施後においても、透明性の確保の観点から、寄附企業の名称及び寄附額、実施結果を執行部から議会に報告することが望ましいです。  
特に物品による寄附の場合は、A 4-4-7のとおり、寄附された物品の品名や使用用途等についても十分に説明し、より一層の透明性を確保するよう努めてください。